

# 平成 27 年度過重労働解消キャンペーンの概要

## 1 実施期間

平成 27 年 11 月 1 日（日）から 11 月 30 日（月）までの 1 か月間

## 2 具体的な取組

### （1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、労働基準局長が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、厚生労働大臣名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

### （2）重点監督を実施します

#### ア 監督の対象とする事業場等

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。  
※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

#### イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ② 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。
- ④ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

#### ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

### （3）電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業  
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 27 年 11 月 7 日（土） 9 : 00 ~ 17 : 00

※ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8 : 30 ~ 17 : 15）

イ 労働条件相談ホットライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働  
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金 17 : 00 ~ 22 : 00、土・日 10 : 00 ~ 17 : 00

URL:[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/dl/150508-01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/dl/150508-01.pdf)

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html)

#### (4) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

#### (5) 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します

事業主、労務担当責任者等を対象に、全国 26 か所（北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、熊本、鹿児島）で計 33 回、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を実施します。

URL : <http://partner.lec-jp.com/kokyo/2015/overwork/>